

## 琵琶湖国定公園の公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

### 1 意見募集方法の概要

#### (1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省ホームページに掲載  
記者発表（環境省記者クラブ・滋賀県記者クラブ）  
資料の配付

#### (2) 変更案の確認方法

環境省自然環境局国立公園課及び滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課にて  
変更案（公園計画書及び図面）を閲覧可能

#### (3) 意見提出期間

平成17年1月14日から2月14日まで（32日間）

#### (4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

#### (5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

### 2 意見募集の結果

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	2通
・電子メールによるもの	7通
合計	9通

### 3 整理した意見総数

・今回の変更案に係るもの	18件
・その他の意見等	12件
合計	30件

琵琶湖国定公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
自然再生施設に関するご意見			
1	自然再生のために琵琶湖湖岸に人工的な施設を作るのは自然破壊である。保護施設を湖岸に設置することの全面撤廃を要求する。 (施設は湖北町及びびわ町役場内に設置してほしい。)	2	ヨシ群落再生事業につきましては、自然素材である木杭の設置により湖底の土砂移動を抑制して底質を安定させ、既存のヨシが持っている自然回復力を活かして、かつてのヨシ群落を再生しようとするものであり、決して琵琶湖岸に人工的な施設を作るものではありません。
2	湖北町及びびわ町ともに、ヨシ群落保全区域の保護地域、保全地域に指定されており、自然の良好なヨシ群落が広がり、琵琶湖岸の中でも特に豊かな生態系と優れた景観を有する地域である。このように良好な自然が残されている地域は、なるべく人の手を加えずに保護することが望ましい。	1	ご意見をいただきましたように、対象地域はヨシ群落保全地域に指定されていますが、供給土砂の減少等によりヨシ群落が衰退していることから、かつてのヨシ群落を再生しようとするものであり、なるべく人の手を加えない手法を採用したものです。
3	今回のヨシ再生計画で、具体的にどのくらい(一定期間で何ha)の効果が見込まれるのか。	1	びわ町及び湖北町の琵琶湖岸でのヨシ群落再生事業では、平成22年度までに約4.8haの再生をめざしています。
4	施工方法について十分な検討が行われたのか。	1	ヨシの植栽工法としては、植栽地を囲むように捨て石、木柵などの消波施設を設置し、水中部に盛土をした植栽基盤をつくってヨシ苗を植栽するという手法が一般的ですが、ヨシ群落再生事業につきましては、ヨシの生育にとって必要な条件を考慮するとともに、より自然に近い形で、ヨシの持つ自然回復力を活用する手法を検討した結果、今回の施工方法を採用したものです。
5	現在残っているヨシ帯地域に更に手を加えるのではなく、減少あるいは消滅してしまっている一帯からまず始めるべきである。	1	ヨシ群落再生事業の策定にあたっては、琵琶湖湖辺域における昭和36年の植生帯と平成12年の植生帯との比較を行うとともに、琵琶湖のヨシ群落の状況調査、琵琶湖湖辺域全体の漂砂調査などの基礎調査を実施しました。その結果に基づき、琵琶湖においてヨシ群落が増加しており、それが再生する可能性の高い地域で事業を実施しようとするものです。
6	北湖東岸の新海浜でも湖岸侵食が激しいため、滋賀県が突堤を建設したところ、突堤の北側では侵食がおさまったが、南側では侵食がさらに進んだと聞いている。突堤をつくれればヨシ帯が沖に広がるという発想の根拠は薄弱といわざるを得ない。まず湖流、特に沿岸流の調査をきちんと行うべきである。	1	ヨシ群落再生事業の策定にあたっては、過去と現在の植生帯の比較を行うとともに、漂砂調査を実施して物理的要件からみたヨシ群落の再生の検討を行いました。この結果に基づき、琵琶湖においてヨシ群落が増加する可能性の高い地域で事業を実施してまいります。 なお、再生事業の実施にあたっては、湖岸やヨシの生育状況についてモニタリング調査による検証を行い、その結果を事業に反映してまいります。

7	これまで複数の琵琶湖湖岸でヨシ植栽が行われているが、ヨシ植栽により生態系にどのような影響があったのか、検証がされていない。ヨシ植栽事業では、通常の水位で水に浸かっているヨシが少ないことや、ヨシ帯のすぐ沖に分布する在来の沈水植物帯を破壊するなどの問題点が指摘されている。まず植栽されたヨシと天然のヨシとの間で生態的機能に違いがあるかどうかの検証を行い、問題点を明らかにした上で、生態系保全に配慮したヨシ植栽を行うべきである。	1	ヨシ群落再生事業は、自然により近い形で、生態系に配慮したヨシ植栽を行おうとするものですが、ヨシ植栽による生態系への影響については、引き続き検討してまいります。
8	ヨシ減少の原因（琵琶湖総合開発のなかで、湖岸が形状変更された。冬の間人工的に水位を上げることにより、激しい波によって侵食を増大させている。各河口の流動堤により、流されてくる土砂が護岸に寄らず、深みに流されてしまっている。流動堤と漁港付近の突堤により漂砂系の流砂が切断されてしまっていて侵食を増大させている等。）を理解せずに、杭などを打ち直接ヨシ帯に手を加えるといった対策では、自然破壊を促進させるだけである。ヨシ帯が減退した原因についての、十分な調査解明を行い、必要な整備をしてほしい。	4	ヨシ群落の減少は、干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等によるものと考えられますが、特に、ヨシ群落の衰退については、河川改修による土砂供給の減少や冬季の高水位による湖岸浸食が影響を与えているとの指摘もあります。このため、こうした浸食状況の実態調査、原因調査を実施し、防止対策の検討を行っていますが、いまだ解明されていないことも多く、長期的な課題として今後も引き続き検討を行ってまいります。
9	ヨシ帯の侵食問題解決に対して、狭い範囲で検証するのではなく、琵琶湖全体規模で見るとすべきである。	1	ヨシ群落の浸食問題については、琵琶湖の湖辺全域の保全・再生の問題であることから、関係部局が連携して取り組んでまいります。
10	自然再生施設について、このような簡易な計画ならこれまでの間に県で実施できたはず。国レベルの計画を要請する。	1	今般のヨシ群落に係る自然再生施設については、これまで滋賀県が実施してきたヨシ群落造成事業とは異なり、ヨシ群落の自然の復元力を最大限活かすことによりヨシ群落の再生を進めようとする新たな試みであり、琵琶湖国定公園計画に位置づけた上で、国と県との緊密な連携を図りながら取り組みを進めてまいります。
11	県のほか、国でもヨシの植栽が行なわれているが、連携が進んでおらず成果もあまりあがっていない。各機関連携の下での、成果と課題についての分析を行うべきである。	1	琵琶湖ではこれまで、水資源機構(旧水資源開発公団)により約4.8ha、滋賀県では約15haのヨシを植栽しているほか、NPOなどでもヨシの植栽に取り組んでおられ、それぞれ植生状況がとりまとめられています。ご意見にありましたように、ヨシ群落再生事業を実施するにあたっては、これらの方々と連携し、それぞれの成果と課題を検討しながら取り組んでまいります。
12	これまでに滋賀県（土木交通部、農政水産部）、水資源機構等で行われたヨシ帯の再生に関する事業結果の反映がなされたか不明で、費用対効果に関する資料もなく、本計画に対しコメントできない。	1	これまでのヨシの植栽は、植栽地を囲むように捨て石、木柵などの消波施設を設置し、水中部に盛土をした植栽基盤をつくってヨシ苗を植栽するという工法が一般的ですが、ヨシ群落再生事業は、自然素材である木杭の設置により湖底の土砂移動を抑制して底質を安定させ、既存のヨシが持っている自然回復力を活かして、かつてのヨシ群落を再生しようとするものであることから、従来工法に比較して事業費は安価になるものと考えています。なお、事業を策定するにあたっては、国や県で行われた植栽後のヨシの生育状況の調査を始めとする各種の文献や資料を検討したところです。

13	湖岸のヨシ帯再生は国土交通省の淀川水系流域委員会で議論されている、水位操作見直し等、河川法上の問題点が是正された上で、原因者の責任（費用負担）により行われるべきである。	1	ヨシ群落の減少は、干拓、埋め立て、湖岸堤の整備等によるものと考えられますが、特に、ヨシ群落の衰退については、河川改修による土砂供給の減少や冬季の高水位による湖岸浸食などが影響を与えているとの指摘もあります。このため、こうした浸食状況の実態調査、原因調査を実施し、防止対策の検討を行っていますが、いまだ説明されていないことも多く、長期的な課題として今後も引き続き検討を行ってまいります。
14	ヨシの生育地帯の現状から見て、ヨシを新たに植えても育成に結びつかないであろう。	1	ヨシ群落が存在できる場所は、波や風あるいは地形条件などさまざまな条件により規定されます。このため、過去と現在の植生帯との比較を行うとともに、ヨシの生育にとって必要な条件、琵琶湖のヨシ群落の状況調査、漂砂調査などの基礎調査を実施し、琵琶湖においてヨシ群落が再生する可能性の高い地域を選定したところです。
歩道の追加に関するご意見			
1	本計画には生物多様性保全の観点が出ていない。歩道を広げること（歩道工事）は自然破壊である。	3	今回の歩道計画は、既存の歩道について国定公園計画上の位置付けを行うもので、その立案にあたっては旧伊吹町（現米原市）において、動植物にかかる学識経験者、文化財に関する学識経験者、地域住民、登山関係者等で構成する委員会を組織し、様々な観点から検討が行われた経過があります。本計画の主旨が、伊吹山の「保護」と「利用」の両面からの適正化を見据え、現状の自然環境に極力負荷をかけずに伊吹山の持つ優れた利用上の素材の有効利用を推進しながら、利用集中の緩和など利用の適正化、利用者の安全性の向上を図ろうとすることにあることをご理解願います。
2	登山道建設工法および道幅など基本的な施工計画、および設置に伴う自然生態系への長期的な影響がまったく示されていない。	1	本計画に基づく具体的な施工計画や、これに伴う自然環境への影響については、国定公園計画に基づく具体的な整備内容を決定する「国定公園事業決定」手続きの際に、滋賀県環境審議会でもご審議をいただくこととしています。
3	伊吹山はオーバーユースが問題なので、登山規制をして登山者には管理官を同伴させるべき。	4	伊吹山は当地域を代表する独立峰として、滋賀、岐阜、三重、愛知の4県377校の校歌に歌われるなど、周辺の広い地域の人々に愛され、親しまれている名山です。こうした背景から、山頂付近のお花畑（希少高山植物群落・国指定天然記念物）などについては厳重な保護を行う一方で、幅広い利用者の需用に応えながら、利用集中の緩和による利用の適正化および利用者の安全性の向上を目指していくことが重要であると考えています。
4	登山道の混雑状況を開示すると同時に、計画地において公開で現地調査を要請する。	1	中高年の登山ブームもあり、伊吹山の登山利用者は年間約10万人を数えており、その殆どが7月～10月の夏季シーズンに集中しています。今後の「国定公園事業決定」手続きに際しては、こうした現状を十分に踏まえ、滋賀県環境審議会でもご審議いただくこととしています。
その他の意見等			
1	観光と自然保護の両立という中途半端な状態は、自然破壊につながる。	1	資源が保全されなくては観光も成り立たないため、観光が自然破壊につながることはないよう、適切な管理に努めます。

2	環境省HP、その他提供資料では具体的な計画がみえず、何がやりたいのかわからない。パブコメのやり方が良くない。あらためて具体的な計画を詳細に提示し再度パブリックコメントを求めるべきである。(滋賀県HPも通じて)	4	ご指摘を踏まえ、パブコメ期間中にも補足資料をHPに掲載しました。今後は、当初からわかりやすい資料を提供するよう努めます。
3	パブコメ、中央環境審議会の審議をへて計画が変更の可能性はありと注をつけた上で、図面(完成予想図、設計図)等、中央環境審議会に出す資料(パブコメ結果を除く)をHPに出すように要請する。	1	自然再生事業の性格上、関係者の協議の中で具体的な事業内容を決定していくこととなります。そのため、計画を追加する段階では、必要性は概ね明らかになっているものの、具体的な事業内容は決定していないこともあります。
4	中央環境審議会は現地調査を実施することを要請する。	1	今回は、審議案件数も多いことから、現地調査は実施できません。
5	提出された意見は、中央環境審議会に対し資料として、情報の取捨選択、省略なく全文提供してほしい。	1	限られた時間の中で多くの意見を紹介するために、ある程度整理をした上で紹介することとしています。情報の取捨選択はいたしません。
6	専門家はもとより、漁業者および住民やNGO・NPOの声を十分聞き、検討した上での計画になっていない。調査・分析にも参加を認めるべき。	2	事業の実施にあたっては、この地域におけるヨシ群落の特性や湖岸の状況をさらに詳しく調査するとともに、地域住民、NPO、専門家等の方々のご参加いただき、ご意見をお伺いしながら具体的な実施計画を作成し、関係の方々とは協働して進めてまいります。
7	自分の所属する漁場が自然再生施設の対象地域として計画されているが、情報がなかった。十分公開されているのか。	1	対象地域につきましては、過去と現在の植生帯の比較や漂砂調査により、ヨシ群落の再生の可能性が高い地域を選定したところですが、事業の実施にあたっては、あらかじめ、広く情報公開に努めてまいります。
8	今回の計画および伊吹山の自然特性について、登山者および住民への説明が不十分である。地元住民や登山団体などと公開でさらに話し合う必要がある。	1	今回の計画の立案にあたっては旧伊吹町(現米原市)において、動植物にかかる学識経験者、文化財に関する学識経験者、地域住民、登山関係者等で構成する委員会を組織し、様々な観点から検討が行われた経過がありますが、今後の「国定公園事業決定」手続きにあたっては、滋賀県環境審議会でもご審議いただくこととしており、併せてさらに幅広い関係者の皆様の意見聴取に努めてまいります。
9	伊吹山では長年にわたる石灰岩採取の醜いあとが放置されており、その自然回復こそ緊急の課題である。今後の対応についての方針を明らかにされたい。	1	伊吹山の石灰岩採取地は、琵琶湖国定公園の区域外で行われていたことから、自然公園法に基づく規制は受けません。このため、滋賀県では、県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を知事と採石事業者との間で締結しており、現在この協定に基づく跡地の緑化作業が事業者により順次進められているところです。

10	<p>滋賀県においては自然公園法により車馬の乗り入れが制限されている地域はもとより、自ら条例で設定したヨシ群落保全区域へも水上オートバイ関係車両の侵入やプレジャーボート関係者による違法な開墾形状変更をゆるしており、保全すらできていない。再生よりも残されたヨシ帯を守るべく、自然湖岸の自然公園法による普通地域から特別地域への指定変更、監視体制の強化、違反者に対する罰則強化等による“保全”“保護”を優先して計画すべきである。</p>	1	<p>琵琶湖国定公園の全体的な規制計画の見直しについては、別途関係自治体のご意見を参考にしながら長期的な視野から調査・研究を進めてまいります。</p>
11	<p>琵琶湖の木の浜の埋め立て、烏丸半島のアシ刈りによって自然破壊が起き、魚類の繁殖場所が減少している。歩道作成などの人為的行為、観光者の増加は自然破壊に繋がる。</p>	1	<p>ご指摘のように、自然公園の指定の目的には優れた自然の風景地の「保護」が大きな柱として掲げられておりますが、もうひとつの大きな目的として「利用の推進」が掲げられています。今回の歩道計画については、多くの人々から愛される伊吹山の利用上の課題と自然環境の現状を踏まえ、「保護」と「利用」両面からの適正化を目指しているものです。</p>
12	<p>近年、琵琶湖の水質悪化が目立つ。ヨシ群落再生と共に、流入河川からの土砂流入対策をしてほしい。</p>	1	<p>河川からの汚濁物質の流入対策のことであろうかと思いますが、滋賀県では、琵琶湖の水質保全のため、流入河川浄化対策を始め、市街地排水浄化対策や農村地域水質保全対策などを実施しているところであり、引き続きこれらの対策に努めてまいります。</p>